

●香川県告示第127号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月19日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 川東高松線（172号）
- 3 指定する道路

区 間	延 長 (メートル)	備 考
高松市宮脇町1丁目809番地先から 高松市宮脇町1丁目1番2地先まで	287	

- 4 指定の期日 令和3年3月19日